

蒲田都市づくり推進会議設置要綱

平成 24 年 6 月 5 日副区長決定

24 ま都発第 10749 号

改正 平成 25 年 7 月 5 日副区長決定

25 ま都発第 10717 号

改正 平成 25 年 12 月 26 日副区長決定

25 ま都発第 11783 号

改正 平成 29 年 10 月 5 日都市開発担当部長決定29 ま開発第 10276 号

(目 的)

第 1 条 蒲田駅周辺地区グランドデザインに基づき、「蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会」で検討した基盤施設「駅前広場」「自転車駐車場」「東西自由通路」の整備の方向性を踏まえ、関係者の密接な連携・協力のもと策定された蒲田駅周辺再編プロジェクト実現に向け、地域特性を考慮したまちづくりを推進するために、「蒲田都市づくり推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 歩行者環境向上、交通結節機能強化の考え方の整理を行うこと。
- (2) 駅前広場、自転車駐車場等の基盤施設の配置計画の検討、諸条件の整理を行うこと。
- (3) 駅東西の回遊性・連絡性の強化に係る整備の検討を行うこと。
- (4) 基盤施設整備に伴う駅周辺街区整備の検討を行うこと。
- (5) 駅舎・駅ビル等の関連基盤施設に関する検討を行うこと。
- (6) 環境・防災に配慮した駅前空間整備の検討を行うこと。
- (7) その他必要と認められること。

(組 織)

第 3 条 推進会議は、次の構成員をもって組織し、区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 地元関係者 10 人以内
- (3) 大田区議会議員 2 人以内
- (4) 東京都職員 7 人以内
- (5) 国土交通省職員 2 人以内
- (6) 大田区職員の関係部署の者
- (7) 前号のほかに必要と認める者

2 推進会議に座長と副座長を置く。

(座長)

第4条 座長は、構成員の互選とする。

- 2 座長は、会務を統括し推進会議の議長を務める。
- 3 座長は、副座長を指名する。
- 4 座長に事故等あるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、座長又は事務局が必要と判断した場合に随時開催する。

- 2 推進会議は、必要がある場合に、構成員以外の実務担当者その他蒲田駅周辺整備に関連ある者を会議に出席させることができる。

(駅周辺交通調整部会)

第6条 駅周辺の交通関連施設整備について、関係機関と調整・検討を行うために、推進会議の中に駅周辺交通調整部会（以下、「調整部会」という。）を置く。

- 2 調整部会に部会長を置く。部会長が必要と判断した場合に調整部会を開催する。
- 3 調整部会は、次の構成員をもって組織する。
 - (1) 学識経験者 1 人
 - (2) 交通事業者 10 人以内
 - (3) 東京都職員 5 人以内
 - (4) 国土交通省職員 1 人
 - (5) 大田区職員の関係部署の者
 - (6) 前号のほかに必要と認める者
- 4 調整部会は、必要がある場合は、構成員でないものを会議に出席させることができる。
- 5 調整部会の検討結果については、推進会議に報告するものとする。

(西口駅前広場検討部会)

第7条 初動期における西口駅前広場整備を推進するために、必要な具体的内容を検討することを目的として、推進会議の中に西口駅前広場検討部会（以下「西口検討部会」という。）を置く。

- 2 西口検討部会は、次の構成員をもって組織する。
 - (1) 地元関係者 10 人以内
 - (2) 大田区職員の関係部署の者
 - (3) 前号のほかに必要と認める者
- 3 西口検討部会の検討結果については、推進会議に報告するものとする。

(東口駅前広場検討部会)

第8条 初動期における東口駅前広場整備を推進するために、必要な具体的内容を検討することを目的として、推進会議の中に東口駅前広場検討部会（以下「東口検討部会」という。）を置く。

2 東口検討部会は、次の構成員をもって組織する。

(1) 地元関係者

(2) 大田区職員の関係部署の者

(3) 前号のほかに必要と認める者

3 東口検討部会の検討結果については、推進会議に報告するものとする。

(報償費)

第9条 座長及び副座長に対する報償費は、予算の範囲内で次に挙げるとおりとする。

(1) 座長 日額 22,000円

(2) 副座長 日額 20,000円

(会議の公開)

第10条 推進会議は原則公開とする

2 調整部会は原則非公開とする。ただし、部会の議決があったときは、公開とすることができる。

3 検討部会は原則公開とする。

(事務局)

第11条 推進会議の事務局を大田区まちづくり推進部都市開発課に置く。

2 推進会議の運営は、事務局が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、座長が構成員に諮ってこれを定める。

2 この要綱の改正については、まちづくり推進部都市開発担当部長決定とする。

付則

1 この要綱は、平成29年10月5日から施行する。